

中山町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
中山町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップ	7
<資料> 学校と教師の業務の3分類	8

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本町では、教育振興計画の基本理念を「^{ふるさと}郷土を誇りに思い豊かな心と創造力にあふれたくましく生きる人づくり」と定め、学校教育・社会教育を推進しています。学校教育においては、教育職員が生き生きと、働きがいを実感しながら、子ども達の教育を行うことがこの理念の実現につながります。

しかし、社会や経済の変化に伴い、学校の抱える課題の多様化とともに教育職員の業務が増加の一途をたどり、長時間勤務が課題となっています。これは、教員が児童生徒と向き合う時間を減らすとともに、教育職員の疲労やストレスを招き、教育の質を低下させる一因となっています。文部科学省で示した「学校と教師の業務の3分類」を踏まえて業務の見直しを行い、教育職員の業務負担の軽減を図り、やりがいを持ち、充実した教育が行われるよう、本計画を策定します。

(2) 本町の現状

- ・本町では、令和6年12月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として「中山町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

- ・こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、下表に示す通り推移している。

【令和5・6年度の時間外在校等時間の状況】

	小学校		中学校	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
月80時間超	0%	0%	3.4%	1.2%
月45～80時間	6.1%	4.5%	35.0%	31.0%

※時間外在校等時間月別報告より (のべ該当人数) ÷ (総延べ人数) で算出

【年間の年次有給休暇取得日数】 13.2日 (令和6年・1人平均)

- ・中学校における時間外在校等時間が45時間を超える割合が30%を超えている。特に、部活動に係る業務の負担が大きくなっており、地域展開を推進することによって、教育職員の業務に教育の質を向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- ・こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本改革を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・月における時間外在校等時間 45 時間以下の教育職員の割合 100%を目指す。
- ・時間外在校等の年間総時間 360 時間以下の教育職員の割合 100%を目指す。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係、職場内での円滑な人間関係を構築し、専門性を発揮し、生き生きと教育活動にあたり、働きがい・生きがいを実感できるようにする。
- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数 15 日以上を目指す。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者非該当者の割合 100%を目指す。

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

学校以外が担うべき業務

- ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・登下校時の交通指導員の配置、スクールガードリーダーによる見回りを実施する。
 - ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応（「3分類」②関係）
 - ・放課後から夜間において、学校教職員による自主的な見回りは、原則行わない。
 - ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
 - 学校徴収金について、対象範囲や徴収・執行手続き等の精査を進め、公会計化を検討する。
- ◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整（「3分類」④関係）
 - ・教育課に地域学校協働活動推進員を配置し、学校における地域学習のコーディネートにあたる。
- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・教育委員会が内容の精査を行うことで、学校へ発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
 - ・学校事務体制の強化のため、事務連携・共同を実施する。
- ◆学校のウェブサイトの作成・管理・ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑦⑧関係）
 - ・ICT支援員（外部委託）の派遣により、ウェブサイトのアップロード補助、ICT機器等の保守管理を実施する。
- ◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
 - ・学校体育館・グラウンドの外部使用にあたり、申請、鍵の貸出等は教育委員会に一元化する。
 - ・プール清掃、ろ過機の保守・点検等を、外部委託により行う。

◆校内清掃（「３分類」⑫関係）

- ・清掃時間や頻度の見直しを行い、合理化を図る。
- ・校舎等のワックス塗りは、年次計画により業者に委託する。

◆部活動（「３分類」⑬関係）

- ・休日の部活動の地域展開を実現する。
- ・平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。
- ・部活動指導員を配置し、教員の負担軽減を図る。

教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理（「３分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や事務作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
- ・校務支援システム等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「３分類」⑰関係）

- ・スクールカウンセラーの専門的な知見を活用しつつ、教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・特別支援教育支援員の学校配置を充実し、協働によるきめこまやかな特別支援教育を実現する。
- ・教育課に教育相談員を配置し、学校の求めに応じ特別支援教育の相談、家庭対応等にあたる。
- ・中学校に学習相談員を配置し、別室登校等の生徒の対応にあたる。

（２）学校における措置の推進

学校において以下の措置を推進し、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で１０８６単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用を推進し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検を推進する。
- ・令和６年度までに勤務時間外の留守番電話機能を全校に設置済み。録音機能、自動で留守番機能の入切ができる電話機を設置し、電話を受ける時間を勤務時間内に近づけるようにする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に、医師による面接を勧める。また、医師の面接指導を希望しない場合であっても、校長などの管理職が必ず面接を行い、負担となっている業務や健康状態の把握に努め改善を図る。
- ・ 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックテストを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を周知する。
- ・ リフレッシュ特休、リフレッシュ年休該当者には年度初めに伝え、計画的に取得できるように、取得計画を作成する。
- ・ 学校における定時退校日を週 1 回以上設定するよう推進する。
- ・ 長期休業期間中に一斉閉校日の設定を行う。

5. 関連する取組・今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、中山町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 勤務時間はタイムカードを各校に設置して管理し、時間外在校時間が 45 時間を超えた教員について、毎月教育委員会に報告する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を行う。
- ・ 教育委員会は、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校および個人に対する支援・指導を行う。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- ・ 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を推進する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の 3 分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず知り組めること、
知り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における
日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける
校外の見回り、
児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理
(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間
の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や
不当な要求等の学校では対応
が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動
を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、
デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・
管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保
守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職
員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委
託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備
の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検
を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、
機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全へ
の配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住
民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する
指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員
業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の
活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち
補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中
心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程
調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフ
の協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集
等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭
への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画